

愛媛県大規模小売店舗立地法手続要領

第1 趣旨

この要領は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、大規模小売店舗を設置する者、大規模小売店舗の所在地の属する市町（以下「市町」という。）等がとるべき手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 共通事項

1 届出の提出先

県の法の主管課（以下「本庁主管課」という。）とする。

2 届出の提出部数（届出に添付書類が必要な場合、添付書類の提出部数は、届出と同じ。）

- | | |
|--|----|
| (1) 法第5条第1項の規定による届出 | 8部 |
| (2) 法第6条第1項の規定による届出 | 6部 |
| (3) 法第6条第2項の規定による届出 | 8部 |
| (4) 法第6条第5項の規定による届出 | 3部 |
| (5) 法第8条第7項の規定による届出 | 8部 |
| (6) 法第8条第7項の規定による通知 | 3部 |
| (7) 法第9条第4項の規定による届出 | 8部 |
| (8) 法第11条第3項の規定による届出 | 3部 |
| (9) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出 | 8部 |
| (10) 第4の5（1）の規定による申請 | 3部 |

第3 新設又は変更の届出に関する手続について（法第5条、第6条関係）

1 事前説明

届出に際し、県に対する事前の説明は、必要ない。ただし、届出者の任意による説明を妨げるものではない。

2 添付書類

- (1) 届出者は、法第5条第2項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の添付書類のほか、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年3月30日経済産業省告示第85条。以下「指針」という。）に定める配慮事項への対応を記載した書類（以下「指針配慮事項一覧表」という。）を作成し、届出に添付するものとする。
- (2) 「指針配慮事項一覧表」には、指針を参考に、次の各号に掲げる項目について、設置者としての対応策等を記載するものとする。
- ① まちづくりに関する公的計画との整合性
 - ② 夜間（午後10時～午前6時）営業を行う場合、夜間営業の必要性・適切に配慮事項を履行するための実施体制等を記載した夜間営業計画
 - ③ 届出の対応策の履行体制

- ④ 繁忙期等における追加的対応策
 - ⑤ 地域貢献に関する取組み
 - ⑥ 駐車場に関する事項（駐車場附置義務条例の有無、軽自動車専用スペース設置の考え方、出入口における交通整理等を含む）
 - ⑦ 駐輪台数の算出根拠（自動二輪車駐車台数の算出根拠、自動二輪車駐車場の位置図を含む）
 - ⑧ 荷さばき施設の処理能力、荷さばき車両等業務車両の経路の設定
 - ⑨ 夜間（午後10時～午前6時）に荷さばき作業を行う場合、夜間荷さばき作業の必要性・発生回数・適切に配慮事項を履行するための実施体制等を記載した夜間荷さばき計画
 - ⑩ 退店経路及び周知方法（周辺の交通状況に与える影響が大きい場合等、退店経路の設定が必要である場合に限る）
 - ⑪ 歩行者の通行の利便の確保
 - ⑫ 廃棄物減量化及びリサイクル推進の対策
 - ⑬ 防災・防犯対策への協力
 - ⑭ 騒音発生防止の対策
 - ⑮ 廃棄物の保管及び処理方法（食品加工場における悪臭対策等を含む）
 - ⑯ 街並みづくりへの配慮
 - ⑰ その他指針に定める配慮事項への対応策等
- (3) 対応策の妥当性を示す資料として、届出内容に応じて(1)の書類に加え、次の各号に掲げる書類を届出に添付するものとする。
- ① 店舗新設又は増床の届出を行う場合、店舗立地又は増床後の交通流動の予測を示す書類（混雑度分析、交差点飽和度分析、出入口前面道路における右左折入出庫分析などの静的分析、交通シミュレーションソフトによる動的分析（別に定める交通シミュレーションソフトによる動的分析の実施基準に該当するものに限る。）など）
 - ② 夜間の車両走行騒音の騒音レベル最大値が敷地境界で規制基準値を超える場合、店舗周辺の生活環境に与える影響の検証結果及び対策を示す書類（受音点での車両走行騒音の騒音レベル最大値の予測結果と基準値との比較など）
- (4) 法第5条第2項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の添付書類のほか、(1)から(3)の添付書類の様式は、届出者の任意とする。
- (5) 法第6条第4項ただし書に定める軽微な変更の適用を求める場合は、軽微変更適用申請書（様式第1号）を届出に添付するものとする。

第4 説明会に関する手続について（法第7条関係）

1 開催回数

大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）第11条第1項ただし書きに規定する都道府県が指定する回数は、別に定める基準による広域案件に該当するときに限り、2回とする。

2 開催時間帯

原則として、市町の区域内に居住する者等が参加しやすい時間帯に開催するものとする。

3 掲示により開催に代える場合

省令第11条第2項の規定に基づく掲示は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づく掲示（様式第2号）により、法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日から4月間以上行うものとする。

4 開催公告

省令第12条第3号に規定する都道府県が適切と認める方法は、市町及びその隣接市町（別に定める基準による広域案件の対象となるものに限る。）において販売される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込み広告とする。

5 開催不能

- (1) 説明会開催者は、法第7条第4項に規定する事由により説明会を開催できなくなったときは、その事由が発生した後、直ちに説明会開催不能事由認定申請書（様式第3号）を県に提出するものとする。この場合において、届出内容の代替周知方法も併せて届け出るものとする。
- (2) 市町は、県から説明会開催不能の認定について意見を聴かれたときは、説明会開催不能認定に係る意見書（様式第4号）により、意見を聴かれた日から1週間以内に回答するものとする。
- (3) 省令第13条第2項第3号に規定する都道府県が適切と認める方法は、第4の4に定める方法とする。

6 開催結果の報告

説明会開催者は、当該説明会終了後、速やかに、配布資料、議事概要等の関係書類を添付して開催結果を県に報告するものとする。

第5 市町の意見、県の意見に対する変更届出等について（法第8条、第9条関係）

1 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第8条第1項の市町の意見書	意見書（様式第5号）
2	愛媛県大規模小売店舗立地法事務処理要領（平成12年5月26日制定）第3の2の隣接市町の意見書	
3	法第8条第2項の意見書	意見書（一般用）（様式第6号）
4	法第8条第7項の通知書	通知書（様式第7号）
5	法第9条第1項の市町の意見書	勧告に係る意見書（様式第8号）
6	愛媛県大規模小売店舗立地法事務処理要領（平成12年5月26日制定）第6の3の隣接市町の意見書	

2 第5の1の表3の項の規定にかかわらず、同項左欄に掲げる書面は、同項右欄の様式以外の書面によっても提出することができる。